

秘密保持義務条項サンプル

(秘密保持義務)

第〇条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面又は口頭により秘密である旨指定して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩し、または公開してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- ① 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ③ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ④ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために必要な場合に限り、再委託先の役員及び従業員に開示することができるものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、再委託先の役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。
 5. 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続する。